

定 款

株式会社 東京機械製作所

大正 5 年 2 月 15 日	制定
昭和14年11月25日	一部改正
昭和15年5月27日	商法改正に伴う改正
昭和17年5月27日	一部改正
昭和18年11月29日	一部改正
昭和19年11月29日	一部改正
昭和20年11月29日	一部改正
昭和26年11月26日	商法改正に伴う改正
昭和31年 2 月 28 日	一部改正
昭和31年11月27日	一部改正
昭和34年 2 月 27 日	一部改正
昭和36年 2 月 27 日	一部改正
昭和37年 2 月 27 日	一部改正
昭和42年 2 月 27 日	一部改正
昭和43年 8 月 30 日	一部改正
昭和47年 5 月 30 日	一部改正
昭和50年 5 月 30 日	商法改正に伴う改正ならびに全面字句修正
昭和51年 6 月 29 日	一部改正（副社長新設）
昭和57年 6 月 29 日	商法等の一部改正に伴う改正および授權資本の変更
昭和58年 6 月 29 日	一部改正（取締役定員枠の拡大）
昭和61年 6 月 27 日	転換社債発行に備え条文の新設および付則削除
昭和63年 6 月 29 日	一部改正（取締役定員枠の拡大）
平成 3 年 6 月 28 日	一部改正（商法の一部改正および株券保管振替制度の実施に伴う変更）
平成 6 年 6 月 29 日	一部改正（商法等の一部改正に伴う監査役制度変更）
平成10年 6 月 26 日	一部改正（取締役会決議による自己株式の取得）
平成14年 6 月 27 日	一部改正（商法等の一部改正に伴う額面株式の廃止、単位株制度の廃止 および単位株制度の創設、株式消却特例法の廃止、取締役・監査役選任 の定足数基準に関する変更、転換社債の規定削除等）
平成15年 6 月 27 日	一部改正（商法等の一部改正に伴う株券失効制度および単位未満株式の 買増制度の創設、株主総会特別決議の定足数に係わる規制の緩和、商法 および商法特例法の一部改正に伴う監査役の任期の伸長）
平成16年 6 月 29 日	一部改正（商法および商法特例法の一部改正に伴う取締役会決議による 自己株式の取得、執行役員制度導入に伴う取締役の員数の変更）
平成17年 6 月 29 日	一部改正（発行する株式の総数の増加）
平成18年 6 月 29 日	一部改正（会社法施行に伴う改正）
平成21年 6 月 26 日	一部改正（株券の電子化に伴う改正）
平成25年 6 月 27 日	一部改正（目的の追加）
平成27年 6 月 26 日	一部改正（責任免除の規定追加）
平成28年 6 月 28 日	一部改正（目的の追加）
平成29年 6 月 28 日	一部改正（公告の方法、発行可能株式総数、単位株式数および単位未満 株式についての権利）

令和４年６月28日	一部改正（会社法の一部改正に伴う改正、取締役の任期の短縮、定款の他の条文との表記を統一するため文言を変更）
令和７年６月25日	一部改正（監査等委員会設置会社への移行に伴う改正、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設、剰余金の配当等の決定機関に係る規定追加）

株式会社東京機械製作所定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社 東京機械製作所と称する。

英文ではTOKYO KIKAI SEISAKUSHO, LTD. と表示する。

(本店の所在地)

第 2 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 諸印刷機械の製造および販売
2. 工作機械の製造および販売
3. 電気機械器具の製造および販売
4. その他の機械の製造および販売
5. 一般の鑄造業
6. 印刷事業
7. 発電および売電に関する事業
8. 労働者派遣事業
9. 農産物の生産、加工および販売
10. 土地および建物の所有、分譲、ならびに賃貸およびこれが目的の会社に投資し
または其の会社の株式取得
11. 以上に関連する一切の事業

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によ
って電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行
う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は3千6百万株とする。

(単元株式数および単元未満株式についての権利)

第 6 条 当社の単元株式数は100株とする。

2. 当社の単元未満株式を有する株主は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行
使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に掲げる権利

(単元未満株式の売渡請求)

第 7 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式事務取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
 - 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(株式事務取扱規程)

第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式事務取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(定時株主総会の基準日)

第 10 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招 集)

第 11 条 当社の定時株主総会は毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要のある場合随時これを招集する。

(招集者および議長)

第 12 条 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて取締役会長または取締役社長が招集し、議長となる。

- 2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(開催場所)

第 13 条 当社は、株主総会を東京都において開催する。

(電子提供措置等)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

ただし、株主または代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 18 条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役の数および選任)

第 19 条 当会社の取締役は14名以内（うち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。）とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役を選定することができる。必要な場合には取締役会の決議によって顧問または相談役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、その議長となる。

2. 前項の取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集しその議長となる。
3. 前2項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
4. 取締役会を招集するには各取締役に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または取締役全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催をすることができる。

(取締役会の決議方法等)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 24 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締

役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 28 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 29 条 当会社は、監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 31 条 監査等委員会を招集するには各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急やむを得ないときはこの期間を短縮し、または監査等委員全員の同意がある場合には招集の手続きを経ないで即時開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 32 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 33 条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置および選任)

第 35 条 当社は、会計監査人を置くものとし、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 40 条 当社の期末配当の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 41 条 配当財産が金銭である場合には、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

第 1 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 168 回定時株主総会終結前の行為に関して任務を怠ったことによる監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。